

銚田・大洗広域事務組合職員服務規程

令和3年4月1日訓令第6号

(趣旨)

第1条 銚田・大洗広域事務組合における一般職の職員（以下「職員」という。）の服務については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員の服務)

第2条 職員の服務については、銚田市職員服務規程（平成17年銚田市訓令第26号）の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。